

## 社会福祉法人福岡育児院 役員及び評議員の報酬等に関する規程

理事、監事及び評議員の報酬等は、社会福祉法人福岡育児院定款第8条及び第21条に定めるとおりとする。

### 定款 抜粋

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、一人あたりの各年度の総額が15,000円を超えない範囲で、評議員会の出席に対して1回につき5,000円を報酬として支給する。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、一人あたりの各年度の総額が25,000円を超えない範囲で、理事会の出席に対して1回につき5,000円を報酬として支給する。

### 附則

この規程は、平成29年4月1日に改正し、福岡市長の認可の日から施行する。